

非指名理由の説明要求に対する回答

業務名：R7 渡良瀬川(桐生管内)基準点測量業務

【質問事項】

弊社が参加を希望しておりました、「R7 渡良瀬川(桐生管内)基準点測量業務」に係る非指名通知書を受領いたしました。通知書において、非指名理由として「実施計画において、記載内容が仕様と異なるため」との記載を確認いたしました。弊社といたしましては、別添1「一括審査時の資料提出方法」に基づき、「簡易参加表明書」及び「実施計画書(様式-8)」については提出省略が可能と認識し、対応を行った次第です。つきましては、後学のため、今回不相当と判断された箇所や、仕様との相違点につきまして、ご教示いただけますと幸いです。お忙しいところ恐れ入りますが、何卒よろしく願いいたします。

【回答】

入札説明書(個別)9.(2)のとおり、業務番号が最も若い業務の「実施計画書」として添付したものと同様である旨を明記すると他業務の「実施計画書」(様式-8)として添付を省略できます。

入札説明書(個別)8.(3)において、「評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは別表-2のとおりとする。」と記載されており、別表-2における「工程計画・技術的課題(様式-8)」において、技術提案書を無効とする判断基準として、「記載内容が仕様と異なる(他の業務と見受けられる)」と記載されております。

今回、ご質問のありましたR7 渡良瀬川(桐生管内)基準点測量業務については、実施計画書に記載されている仕様(数量)が異なることから、非指名としたものです。